

令和7年度 袋井市結婚新生活支援事業に関するQA

0 申請書類一覧

P2～

1 世帯に関すること

P3～

- Q1-1 対象となる世帯はどのような世帯ですか。
- Q1-2 婚姻届受理証明書や戸籍謄本は、どこで発行してもらえますか。
- Q1-3 夫婦の婚姻日における年齢は、どのように確認すればよいですか。
- Q1-4 再婚の場合は対象になりますか。

2 所得・税の滞納に関すること

P4～

- Q2-1 給与所得の確認はどのようにすればいいですか。
- Q2-2 完納証明書や袋井市の市税の滞納がないことの証明書は、どこで発行してもらえますか。
- Q2-3 貸与型奨学金を返済している場合、所得から控除できる貸与型奨学金返済額は、いつ返済した分が対象となりますか。

3 対象費用に関すること

P5～

- Q3-1 対象となる費用は何ですか。
- Q3-2 駐車場代金、自治会費等は対象になりますか。
- Q3-3 対象となる費用は、いつ支払った費用ですか。
- Q3-4 アパート・借家等を貸借する場合のモデルケース(具体例)を教えてください。
- Q3-5 同居を予定して賃借したアパートに、夫婦の一方が婚姻前から居住していた場合は対象になりますか。
- Q3-6 夫婦の一方が以前から居住していたアパートに、婚姻を機に同居を開始する場合は対象となりますか。
- Q3-7 夫婦の親がアパートの賃借(住宅の購入または工事等)の契約しており、夫婦が親にその費用相当分を支払っている場合、補助の対象になりますか。
- Q3-8 夫婦の親が借りたアパート(契約名義人は親)に夫婦で住んでいますが、大家さんへの支払いは、夫婦の口座からの引き落としにより支払っています。この場合、補助の対象になりますか。また、勤務先が借りたアパートに住む場合はどうですか。
- Q3-9 婚姻前の住宅取得、リフォームはいつから対象になりますか。
- Q3-10 住宅のリフォームについて対象となる費用は何ですか。
- Q3-11 夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか。
- Q3-12 引越費用について、対象となる費用は何ですか。
- Q3-13 夫婦いずれかの実家に引越した場合、引越費用は補助の対象になりますか。

0 申請書類一覧

【共通】

- ☐ ㉠ 袋井市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
※ 夫婦お二人の署名が必要です
- ☐ ㉡ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- ☐ ㉢ 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
- ☐ ㉣ 夫及び妻の所得証明書（補助金の申請時点において発行される直近のもの）
- ☐ ㉤ 完納証明書又は袋井市の市税の滞納がないことが分かる証明書
※ 補助金の申請時点において納期が到来している市税の証明書であること
- ☐ ㉥ 結婚新生活支援補助金利用者アンケート

【該当するもの】

◆住宅を賃借した場合

- ☐ ㉦ 賃貸借契約書の写し
- ☐ ㉧ 賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し
※ 支払者の氏名、金額、支払内容（賃料の対象月/費用の明細）、支払日、支払先が明記されているもの
※ 記載内容が不十分な場合は、「賃料等支払証明書（参考様式）」を提出してください。
- ☐ ㉨ 夫及び妻の住宅手当支給証明書（様式第2号）（給与所得者である場合）

◆住宅を取得した場合

- ☐ ㉩ 契約書の写し
- ☐ ㉪ 領収書の写し
※ 支払者の氏名、金額・支払内容、支払日、支払先が明記されているもの
- ☐ ㉫ 引き渡し証明書等

◆住宅をリフォームした場合

- ☐ ㉬ 契約書の写し
- ☐ ㉭ 領収書の写し
※ 支払者の氏名、金額・支払内容、支払日、支払先が明記されているもの

◆引越費用

- ☐ ㉮ 引越に係る領収書の写し
※ 支払者の氏名、金額・支払内容、支払日、支払先が明記されているもの
※ 領収書で引越作業をした日が不明な場合は、引越作業をした日が分かる完了報告書又は、「引越費用支払証明書（参考様式）」の提出をお願いします。

◆貸与型奨学金の返済をしている場合

- ☐ ㉯ 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合）

1 世帯に関すること

Q1-1 対象となる世帯はどのような世帯ですか。

以下のすべてに該当する世帯が対象となります。

- ① 令和7年1月1日から令和8年2月27日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- ② 夫婦の所得の合計金額が、500万円未満であること。
- ③ 婚姻日時点で、夫婦の年齢が39歳以下であること。
- ④ 対象となる住居が袋井市内にあり、申請時において、夫婦の住所が申請に係る住宅となっていること。
- ⑤ 申請に係る住宅の名義が(賃借の場合は契約名義人)が夫若しくは妻又は夫婦共同名義であること。(やむを得ない場合は除く)
- ⑥ 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住居に定住する意思があること。
- ⑦ 過去にこの制度に基づく補助を受けてないこと。(他の地方自治体での補助を含む)
- ⑧ 他の公的制度による住宅補助又は家賃補助を受けていないこと。
- ⑨ 申請時において、袋井市の市税を滞納していないこと。

Q1-2 婚姻届受理証明書や戸籍謄本は、どこで発行してもらえますか。

婚姻届受理証明書は、婚姻届を袋井市役所に提出された場合、市民課窓口で発行が可能ですが、**即日で発行できません**。戸籍謄本は、本籍地の市町村で発行することができます。袋井市に本籍がある方は、市民課窓口で発行が可能ですが、**即日で発行できない場合があります**。

なお、袋井市役所での発行費用は、婚姻届受理証明書が1件350円、戸籍謄本が1件450円です。

Q1-3 夫婦の婚姻日における年齢は、どのように確認すればよいですか。

婚姻日及び夫婦の生年月日は、婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本で確認します。

年齢は、誕生日の前日に加算されますので、ご注意ください。

(年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条による)

Q1-4 再婚の場合は対象になりますか。

対象になります。ただし、夫婦の一方又は双方が、過去にこの制度に基づく補助を受けている場合は、対象になりません。(他の地方自治体での補助を含む)

2 所得・税の滞納に関すること

Q2-1 給与所得の確認はどのようにすればいいですか。

補助金申請時には、「直近の所得証明書」が必要です。所得証明書は、1月1日時点で住民票のある市町村で発行が可能です。袋井市で発行する場合、市役所納税課窓口やコンビニ等で発行する際は、350 円の発行費用がかかります。

なお、所得の目安として、「市県民税の納税通知書」や給与所得の場合は「源泉徴収票」で確認できます。（※申請時に添付する所得証明書と同じ年のもので確認をしてください）

【参考】源泉徴収票

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

補助金申請時に添付する所得証明書と同じ年の給与所得を確認してください。

「給与所得控除後の金額」の欄をご確認ください。

支払を受ける者	住所又は居所	氏名(フリガナ)	給与所得控除後の金額	所得金額
種別	支払金額	千円	円	千円
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く)
老人	控除の額	特定	老人	その他
有	千円	円	人	人

【参考】市県民税の納税通知書(特別徴収)

「総所得金額」の欄をご確認ください。(給与以外の所得がある場合は、それも含みます)

給与収入	主たる給与収入	給与所得金額①
給与所得控除額	給与所得控除額	給与所得控除額
その他の所得	その他の所得	その他の所得
総所得金額②	総所得金額②	総所得金額②

Q2-2 完納証明書や袋井市の市税の滞納がないことの証明書は、どこで発行してもらえますか。

どちらも袋井市役所納税課窓口で発行が可能です。発行費用は1件 350 円です。

Q2-3 貸与型奨学金を返済している場合、所得から控除できる貸与型奨学金返済額は、いつ返済した分が対象となりますか。

申請時に添付する所得証明書の所得の対象期間と、同一の期間に返済した分が対象となります。

※ただし、申請時に返済が完了している場合は、控除されません

3 対象費用に関すること

Q3-1 対象となる費用は何ですか。

婚姻に伴い要した費用のうち、**令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日までの間に支払った以下の費用**が対象です。具体的には、婚姻日や契約日等により対象となる費用が異なりますので、**詳細を把握されたい方は、袋井市ホームページの事前相談フォームへご入力ください。**

(1) アパート、借家等の賃借費用

令和 7 年 4 月分から令和 8 年 3 月分までの間に賃借した住宅に係る費用のうち、**賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料**

※賃料及び共益費は、住民票上の同居を始めた日以後の費用に限ります。

また、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当に相当する額を、補助対象となる費用から控除します。

※婚姻日より前に賃借した場合は、賃借日が婚姻日から1年以内であるものに限りします。

※婚姻日や契約日等により対象費用が異なりますので、p.7 モデルケースを参照ください。

(2) 住宅の取得費

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日までの間に取得した住宅に係る費用

※婚姻日より前に取得した場合は、婚姻日から1年以内に契約したものに限りします。

※建物の取得費のみが対象となり、土地取得費や住宅ローン手数料は補助対象外です。

(3) 住宅のリフォーム費用

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日までの間にリフォームした住宅に係る費用

※住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象となります。

※ただし、倉庫、車庫等に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電の購入及び設置に係る費用は補助対象外です。

※婚姻日より前に実施したリフォームの場合は、婚姻日から1年以内に契約したものに限りします。

(4) 引越費用

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日までの間に行った引越に係る費用のうち、**引越業者又は運送業者に支払った費用**

※不用品の処分や自らレンタカーを借りて引越した場合、友人に頼んだ場合等は対象になりません。

Q3-2 駐車場代金、自治会費等は対象になりますか。

駐車場代、自治会費、光熱水費、火災保険料等は対象になりません。 その他、対象経費については以下の通りです。		
区分	項目	補助の対象
アパート・借家等の賃貸費用に付随して発生する経費	賃料、共益費	対象
	敷金、礼金、仲介手数料	
	駐車場代	対象外
	物件の清掃費・鍵の交換代	
	更新手数料	
	光熱水費、設備購入費	
	火災保険料、家財保険料	
住宅取得費用に付随して発生する経費	契約一時金	敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質の場合に限り対象
	建物購入費	対象
	土地購入費	対象外
	住宅ローン手数料	

Q3-3 対象となる費用は、いつ支払った費用ですか。

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日までに支払った費用が対象となります。 以下の場合、対象になりません。 【対象外】 ・住民票上の同居開始前の「賃料、共益費」 ・賃借(契約)を令和 7 年 3 月 31 日までに行った場合の契約に係る「敷金、礼金、仲介手数料」 ・令和 7 年 3 月 31 日以前に支払った費用 ・令和 8 年 4 月分以降の「賃料、共益費」 ・婚姻前に住宅を取得又はリフォームした場合、婚姻日から1年以上前に取得又はリフォームが完了したもの

Q3-4 アパート・借家等を賃借する場合のモデルケース(具体例)を教えてください。

モデルケース(具体例)は次ページの表とおりです。 同居の開始時期などにより、対象となる費用が異なりますのでご注意ください。

【表】モデルケース(具体例)

パターン	モデルケース	対象となる費用（※支払い済の費用が対象）
結婚した後で、 アパートの契約をした場合	3月1日に結婚し(住民票の同居が始まり)、 3月10日にアパート契約をしました。	「賃料・共益費」のうち、4月1日以降に支払った費用が対象 ※「賃料・共益費」と「敷金・礼金・仲介手数料」は、4月1日以前に支払っている場合は対象外
	4月10日に結婚し、 5月1日にアパート契約し、 5月10日から住民票上の同居が始まりました。	◇確認できる場合 「敷金・礼金・仲介手数料」と、同居を始めた5月10日以降に支払った「賃料・共益費」
	◇契約書等で、2人で居住することが確認できますか？（例）同居人の欄に記載がある	◇確認できない場合 結婚後である5月10日以降に支払った「賃料・共益費」のみ
結婚する前に、 アパートの契約をした場合	4月10日に結婚し、 5月1日にアパート契約をし、 夫は5月10日から、 妻は6月10日から居住しています。	同居を始めた6月10日以降に支払った「賃料・共益費」のみ
	結婚するために、 5月1日からアパートを契約し、 5月10日から住民票上の同居が始まりました。 その後、6月10日に結婚しました。	◇確認できる場合 「敷金・礼金・仲介手数料」と、同居を始めた5月10日以降に支払った「賃料・共益費」
	◇契約書等で、2人で居住することが確認できますか？（例）同居人の欄に記載がある	◇確認できない場合 結婚後である6月10日以降に支払った「賃料・共益費」のみ
	結婚するために、 5月1日にアパートを契約し、 先に、5月1日からひとりで住んでいます。 5月10日に結婚し、 6月10日から住民票上の同居が始まりました。	◇確認できる場合 「敷金・礼金・仲介手数料」と、同居を始めた6月10日以降に支払った「賃料・共益費」
	◇契約書等で、2人で居住することが確認できますか？（例）同居人の欄に記載がある	◇確認できない場合 同居を始めた6月10日以降に支払った「賃料・共益費」のみ
	結婚するために、 5月1日にアパートを契約し、 先に5月1日からひとりで住んでいます。 5月10日から住民票上の同居を始めて、 6月10日に結婚しました。	◇確認できる場合 「敷金・礼金・仲介手数料」と、同居を始めた5月10日以降に支払った「賃料・共益費」
	◇契約書等で、2人で居住することが確認できますか？（例）同居人の欄に記載がある	◇確認できない場合 結婚後である6月10日以降に支払った「賃料・共益費」のみ
もともと ひとりが 居住していた アパートで同居	5月10日に結婚し、 以前からひとりが住んでいたアパートで、 6月10日から住民票上の同居が始まりました。	同居を始めた6月10日以降に支払った「賃料・共益費」のみ
	半年前からひとりで住んでいたアパートで、 5月10日から住民票上の同居が始まりました。 6月10日に結婚しました。	結婚後である6月10日以降に支払った「賃料・共益費」
もともと ふたりで 居住している	2年前からふたりでアパートに住んでいて、 住民票上も同居しています。 5月10日に結婚しました。	「賃料・共益費」 →結婚後である5月10日以降に支払った費用

Q3-5 同居を予定して賃借したアパートに、夫婦の一方が婚姻前から居住していた場合は対象になりますか。

「敷金、礼金、仲介手数料」は、賃貸契約書に「同居人 ○○○○」の記載がある等、書面で婚姻を前提に賃借していることが確認できる場合は、対象となります。

「賃料、共益費」は、同居開始日から対象になります。

Q3-6 夫婦の一方が以前から居住していたアパートに、婚姻を機に同居を開始する場合は対象になりますか。

婚姻日かつ同居を開始した日以後の「賃料、共益費」が対象になります。

Q3-7 夫婦の親がアパートの賃借(住宅の購入または工事等)の契約しており、夫婦が親にその費用相当分を支払っている場合、補助の対象になりますか。

対象になりません。(契約者が夫婦でなく、夫婦の支払い先も契約の相手方でないため)

Q3-8 夫婦の親が借りたアパート(契約名義人は親)に夫婦で住んでいますが、大家さんへの支払いは夫婦の口座からの引き落としにより支払っています。この場合、補助の対象になりますか。また、勤務先が借りたアパートに住む場合はどうですか。

夫婦以外の名義で契約している場合、未成年、低所得等の夫婦名義で契約できないやむを得ない事情があり、当該事情が書類等で客観的に確認できる場合は、対象となります。

また、勤務先が契約している住居に居住する場合は、契約書で勤務先が契約者であること、給与明細等で勤務先に対し家賃相当額を支払っていることが確認できる場合は、対象になります。

Q3-9 婚姻前の住宅取得、リフォームはいつから対象になりますか。

婚姻前に住宅の取得、リフォームを行った場合は、婚姻日から1年以内に取得又はリフォームが完了した場合に対象となります。

Q3-10 住宅のリフォームについて対象となる費用は何ですか。

婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るための修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象になります。

ただし、車庫、倉庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽等の外構に係る費用、エアコン、洗濯機等の家電購入、設置費用等は対象となりません。

Q3-11 夫婦が、リフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか。

所有者であることは要しません。

ただし、夫婦名義でリフォーム工事の契約をし、夫婦が費用を支払っている場合に対象になります。

Q3-12 引越費用について、対象となる費用は何ですか。

引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象となります。

※不用品の処分やレンタカーの借用、友人に頼む等して引越した場合にかかった費用は対象になりません

Q3-13 夫婦いずれかの実家に引越した場合、引越費用は補助の対象になりますか。

対象になります。